

世田谷区告示第957号

世田谷区公契約の労働報酬下限額について

世田谷区公契約条例（平成26年9月世田谷区条例第27号）第4条第3項第1号の規定に基づき、予定価格が世田谷区公契約条例施行規則（平成26年9月世田谷区規則第67号）第5条第1項に定める額以上の公契約において事業者が労働者に支払う職種ごとの労働報酬の下限とすべき額（以下「労働報酬下限額」という。）を次のように定める。

令和4年12月20日

世田谷区長 保坂展人

号	職種	労働報酬下限額（1時間あたり）
1	特殊作業員	2,731円
2	普通作業員	2,370円
3	軽作業員	1,658円
4	造園工	2,338円
5	法面工	2,986円
6	とび工	2,965円
7	石工	2,901円
8	ブロック工	2,689円
9	電工	2,837円
10	鉄筋工	2,986円
11	鉄骨工	2,731円
12	塗装工	3,220円
13	溶接工	3,326円
14	運転手（特殊）	2,689円
15	運転手（一般）	2,242円
16	潜かん工	3,305円
17	潜かん世話役	3,921円
18	さく岩工	3,326円

19	トンネル特殊工	3,188円
20	トンネル作業員	2,689円
21	トンネル世話役	3,592円
22	橋りょう特殊工	3,230円
23	橋りょう塗装工	3,315円
24	橋りょう世話役	3,794円
25	土木一般世話役	2,816円
26	高級船員	3,241円
27	普通船員	2,572円
28	潜水士	4,505円
29	潜水連絡員	3,220円
30	潜水送気員	3,135円
31	山林砂防工	2,859円
32	軌道工	5,143円
33	型わく工	2,827円
34	大工	2,720円
35	左官	2,986円
36	配管工	2,561円
37	はつり工	2,720円
38	防水工	3,220円
39	板金工	3,092円
40	タイル工	—
41	サッシ工	2,837円
42	屋根ふき工	—
43	内装工	2,975円
44	ガラス工	2,805円
45	建具工	—
46	ダクト工	2,529円
47	保温工	2,455円

48	建築ブロック工	—
49	設備機械工	2,476円
50	交通誘導員A	1,743円
51	交通誘導員B	1,509円
52	上記以外の職種	1,230円

備考

- 1 第1号から第51号までに掲げる職種の意義は、国土交通省が示す公共工事設計労務単価における51職種の技能労働者の定義の例による。
- 2 第1号から第51号までの規定にかかわらず、次の各号に該当する労働者は、当該各号に定める労働報酬下限額を適用する。
 - (1) 事業者が労働者等との合意の下で見習い又は手元等の未熟練労働者と判断する者及び年金等の受給のために賃金を調整している労働者 1,365円
 - (2) 工事の請負に係る契約以外の契約（指定管理者の業務に係る協定を含む。）の業務に従事する労働者 第52号に掲げる額
- 3 「タイル工」、「屋根ふき工」、「建具工」及び「建築ブロック工」については、国土交通省より東京都における公共工事設計労務単価が示されなかったため、「—」で表示する。

附 則

この告示は、令和5年4月1日以後に締結する公契約（この告示前に公告した入札に付された公契約を除く。）について適用する。